

自筆証書遺言書保管制度の利用をお考えの方へ

はじめに、こちらをご覧ください！

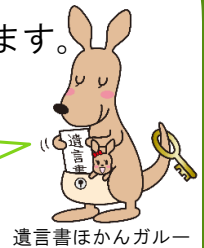
遺言とは？

自分が死亡したときに相続人等に対して、財産をどのように分配するか等について自己の最終意思を明らかにするものです。

これにより相続をめぐる争いを事前に防止することができます。

遺言の方式は主に、**公正証書遺言**と**自筆証書遺言**があります。

どちらの方式の遺言にするか、
それぞれの特徴を踏まえてご判断ください。



遺言書ほかんガルー

公正証書遺言

⚡ 信頼性の高い方式 ⚡

- ⚡ 法律専門家である公証人が2人以上の証人の立会いのもと厳格な方式に従い作成します。
- ⚡ 遺言の内容について公証人の助言を受けることができます。
- ⚡ 作成には財産の価額に応じた手数料が必要です。
- ⚡ 公証人がその原本を厳重に保管します。
- ⚡ 家庭裁判所での検認手続が不要です。

公正証書遺言に関する相談は、
お近くの公証役場へお問合せください。

自筆証書遺言

⚡ 手軽かつ自由度の高い方式 ⚡

- ⚡ 15歳以上で、ご自身で書くことができれば、いつでも自らの意思により作成できます。
- ⚡ 法令上の要件を満たしていなかったり、内容に誤りがあると無効になります。
- ⚡ ご自身で作成するため手数料はかかりません。
- ⚡ 遺言者が自分でその原本を管理する必要があります。
- ⚡ 遺言者本人の死亡後、家庭裁判所での検認手続が必要です。

この2点が

新しい制度を利用すると変わります！

※これまでどおり、ご自宅等で遺言書を保管することもできます。

自筆証書遺言書保管制度を利用すると...

- ⚡ 法務局に自筆証書遺言書の保管を申請することができます。※手数料が必要です。
- ⚡ 法務局で保管された自筆証書遺言書は、家庭裁判所での検認手続が不要です。

！ 法務局では、
遺言の内容についてのご質問・ご相談は、お受けできません。

東京法務局

詳しい内容は、次ページへ